

第五回 參議院文部委員會會議錄第十号

昭和二十四年五月九日(月曜日)

本日の会議に付した事件

○年齢のとなど方に關する法律案（田中耕太郎君外十七名建議）

○学校教育法の一部を改正する法律案
(案提出)

○教育費の一部を改訂する

○理事の兼任及び補欠選任の件

午前十一時四十七分開会

○鶴見義（田中幹太郎） それでは今日の文部委員会を開会を開会いたしました。会議に付する件の第一といたしまして、年齢のとなえ方に關する法律案の審議に入りたいと思います。この法律案は、大休文部委員会の諸君によつて発議されておるのであります。でどなたかに提案の理由の御説明を願いたいと思ひます。

○三重県議会議長 仰せの通り、この決議案は貴方が提出者でございますが、我々は山本委員より提案の理由を説明して頂きたいと思します。どうぞ皆さんの御賛成を得たいと思います。

○山本君(田中幹太郎君) それでは三島君の動議に御異議ないものと認めます。山本君。

○山本幹太郎 指名によりまして、
私からこの法案の提案理由を御説明申
上げます。只今お話をありましたよう
に、この委員者は各党、各派から出て
おりまして、これは文化問題であります

文部省文部委員会監修第十一号
昭和二十四年五月九日

三

ですから、党派を超越した問題であると存しますので、法案の中になります。しかし、これは年齢の考え方を、これから習慣の上でも満で数えるようにしたといふのが、この法案の趣意でござります。何故そういううちにした方がいいかと申しますと、法律においては明治三十五年にすでに法律五十号というのが出ておりまして、満で数えることになつておりますが、世間の習慣は昔からの慣習のために今まで數え年になつておりますけれども、やはりこれは慣習も満で数えるようにして行つたならば、さあへんの点においてよいことがあると思います。

その理由を簡単に申しますと、第一には、こういうときに年齢を満で数えますと、数え年の上からいふと、年齢が民は非常に暗い気持ちになりますが、こういうときに年齢を満で数えますと、数え年の上からいふと、年齢があつくなつたような気がいたします。國民の心が何となく明るくなるような気がすると思います。そういうことは別に予算を必要とするわけでないし、簡単にそういうことができるのですれば、こうすることは政治的にも國民に與える影響が大きいのでありますから、第一には今言うように國民の心を明るくする、こうじう意味で私がこの案はよいと思うあります。第二には、今まで子供が生まれましても、それを届出をするのはつきり生れた日のありますけれども、殊に十二月等に

生れました子供は、つまりその日を届かない者が多いとうありますけれども、生れたときからそういうふうな正確でない届出をするといふことは、國民生活の上において面白くない。これから日本が新らしく生れ変わつて行く上には、生れたときから皆さんが正確にやるようになつて、いわゆる習慣ができますことは、國民生活の上で非常に大事な点だと思いますので、その点から見てこれは大事だと思うのであります。^{第三}の理由は、國際的に考えて、年齢の統計としてのものは各國とも満で数えておられるのが普通でございますので、各國の統計と合せて行く上から満で数えますというと、外の國との關係上、國際的に非常にいいと思います。今のやうな理由の外にもう一つは、配給の問題であります。これは實際は事務的に非常に厄介なものであります。現在は数え年で配給しておりますが、本來は農林省が配給公園に命じてやらしておることでありますから、法律五十号によつてこれは当然満でやられるものであるにも拘わらず、どうでなく慣習に従つてゐるところが國民に分けておるところの配給量はどういうところから出て来たかというと、これはそれへんの年齢に従つてカロリーを定めておる。そのカロリーから何グラム必要であるというところから出て来ておるのあります。が、現在たゞうと秋に生れた子供が翌年一、二月になりますと、もう二つになる。そのためには赤芽はまだ何にも食べられないのに、

もう裏手の配給があるといふような不合理が起つて来ますが、満になるとそぞういふ不合理はなくなりまして、そぞういう点からももとへこれは満のかカリーカーから出て来ておりますから、配給の方も当然満になるべきだと思います。併しながらただ現在の配給の上から見ますと、いと、便宜上數え年でやつておりますが、この点も配給公團やら農林省やら、或いは總理廳の自治廳等に聞いて見ましても、方策は立つとしうことでありますから、ただこの法案が通つたら即日施行ということは無理でありますけれども、或る期間を置いてこれを施行するならばできぬことであり、又そぞうことになりますすれば配給も公正になり、又本當にその年齢に適つた配給が行くことになるのでありますから、その点からもこれは悪くないとと思うのであります。

○委員長(田中耕太郎君) 本法案の原案作成処理に当たりましては、御承知のように各関係方面といろいろ連絡を取り、又意見を聽取して十分慎重を期されましたのであります。

尙委員会に付託されました以上は、やはり関係官廳の方面の意見も参考に聞く必要があるかと存じますので、初めに増田官房長官のこれについての御意見を伺ひた所思ひます。

○政府委員(増田甲子七君) 委員長さんから官房長官に意見をお問い合わせいたのでござりまするが、政府としては、まだ閣議に擇けて参議院提出のこの法律案に対する統一した意見を決定したことではないであります。結局官房長官なる増田の意見——公的の勿論意見でござりますが——ということになると思ひまするから、その点はどうか御了承の上お聞き下さることをお願いいたします。

私は官房長官として、この法案を見いたしまして、非常に結構な法案である、こう思つております。世界各国殆んど数え年というような勘定の仕方をするところはないのでありますし、どこの國の人々に自分の年齢を話すにいたしましても、生れた時が一歳である、今日でも一歳である、或いは二月三十一日までは一歳である。こういった考え方は余程説明を要するのであります。ただ併しながら又この勘定の仕地から見ますれば、科学的であるとは言いにくく、という感じがいたしております。

396]

定制度の充実、これが中心になつて、多くその方角に精力的に推進せねば

おいて検討する時期も早く招き来るの

決に入りたいと思ひます。教育委員会法の一部を改正する法律、本業を可決

と認めます。次に理事互選を行ひます。互選の方法は如何いたしますか。

五七日本委員会に左の事件を付託さ

れた。

一、年齢のとなえ方に関する法律案
(田中耕太郎君外十七名発議)

年齢のとなえ方に関する法律案

年齢のとなえ方に関する法律

この法律施行の日以後、國民は、

年齢を數え年によつて育い表わす從

來のならわしを改めて、年齢計算に

関する法律(明治三十五年法律第五

十号)の規定により算定した年数

(一年に達しないときは、月数)によ

つてこれを言い表わすのを常とする

よう心がけなければならぬ。

この法律施行の日以後、國又は地

方公共團体の機關が年齢を言い表わ

す場合においては、当該機關は、前

項に規定する年数又は月数によつて

これを言い表わさなければならぬ

い。但し、特にやむを得ない事由に

より數え年によつて年齢を言い表わ

す場合においては、特にその旨を明

示しなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十五年一月一

日から施行する。

政府は、國民一般がこの法律の趣

旨を理解し、且つ、これを励行する

よう特に積極的な指導を行わなけれ

ばならない。

前項の事務は、附則第一項に規定する期日よりも前から行なうことがで

きる。

五月七日本委員会に左の事件を付託された。

一、教育關係諸法案の審議公開に関する請願(第八百九十八号)

一、國立学校授業料さえ置及び減免制確立に関する請願

確立に関する請願(第八百九十九号)

一、私立学校経費國庫補助等に関する請願(第九百号)

一、著作権法中一部改正に関する請願(第九百三号)

一、六三制教育予算増額に関する陳情(第三百六十九号)

一、年齢のとなえ方に關する法律案

この法律施行の日以後、國民は、

年齢を數え年によつて育い表わす從

來のならわしを改めて、年齢計算に

つてこれを言い表わすのを常とする

よう心がけなければならぬ。

この法律施行の日以後、國又は地

方公共團体の機關が年齢を言い表わ

す場合においては、当該機關は、前

項に規定する年数又は月数によつて

これを言い表わさなければならぬ

い。但し、特にやむを得ない事由に

より數え年によつて年齢を言い表わ

す場合においては、特にその旨を明

示しなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十五年一月一

日から施行する。

政府は、國民一般がこの法律の趣

旨を理解し、且つ、これを励行する

よう特に積極的な指導を行わなけれ

ばならない。

前項の事務は、附則第一項に規定する期日よりも前から行なうことがで

きる。

五月七日本委員会に左の事件を付託された。

一、教育關係諸法案の審議公開に関する請願(第八百九十八号)

一、國立学校授業料さえ置及び減免制確立に関する請願

紹介議員 岩間 正男君

著作権法中一部改正に関する請願

今回政府は、國立學校の授業料を三倍に値上げするとのことであるが、

この措置は、國立學校學生の生活を

更に窮乏に陥れ、高等教育を一部有

產階級の子弟に独占させ、教育、學

術の水準を低下させるものであるか

ら、授業料を現行のままさえ置くと

ともに、授業料に関する減免制度を

すみやかに確立せられたいとの請

願。

著作権法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田岩

本町三 守屋美智雄外

二十二名

紹介議員 松野 審内君

教育のため他人の著作物を自由に

使用すること、即ち教科書について

の公益主義は、廣く國際的に認めら

れ、各國の著作権法において規定さ

れている。しかるに、我が國の現行

著作権法は、旧時代に制定されたた

め、現在の実情に照してはなはだ

く不備であるから、日本の教育問

題、教科書の質的向上、教育費の負

担軽減等の立場より、著作権法中の

教科書に関する條項を改正せられた

いとの請願。

第九百零号

昭和二十四年四月二十五日受理

私立學校経費國庫補助等に関する請

願

請願者 東京都新宿区戸塚町

早稻田大学内 関東地

方學生自治会連合会内

小稔輝久 外三千五百

名

紹介議員 岩間 正男君

日本民主化の一環である教育の民主

的改革の進展に伴い、當局において

は教育改革が考究されているが、文

化國家の建設に当るのは國民大衆で

あるから、教育改革についてはすべ

てその意図するところを公開し、又、

法文化したものは、これを全日本学

生自治会総連合会、日本教職員組合

等の労働組合、民主團體に討議のた

め呈出し、その討議期間に相当時日

を與えられたいとの請願。

第三百六十九号

昭和二十四年四月二十七日受理

六三制教育予算増額に関する陳情

通一 小川ケン外 千

陳情者 北海道浦河郡浦河町大

六百四十七名

紹介議員 岩間 正男君

わが國における學校教育の実情をか

えりみると、私立學校數は大學及び

高等専門學校においては官公立校數

よりも多く、中、高學校においては

総數の三分の一を占めているにもか

かわらず、私學に対する國家の関心

と助成とは問題外であった。しかし

て、現在私學は戰災あるいは、戰後

の經濟インフレのため、物質的、財

政的致命的打撃を受け、その在立

は危機にひんし、既に一部の學校は

閉鎖のやむなきに至つてゐるから、

ナニやかに、私學に対する經營費の

補助、貸付を圖られいとの請願。

第九百三号

昭和二十四年四月二十五日受理

國立學校授業料さえ置及び減免制確立に関する請願

昭和二十四年五月二十六日印刷

昭和二十四年五月二十七日發行

參議院文部委員會

印刷者 印刷局